

企画・制作 = 日本農業新聞 広告部

# 確定申告特集

今年も確定申告の時期が近づいてきました。令和6年分の所得税などの確定申告は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までに、消費税の確定申告は3月31日(月)までに行うことになります。

本企画では、農業所得を計算するまでの注意点のほか、電子帳簿保存法や、インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応などをランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘先生に解説していただきました。

市場などの仕切書を販売方法ごとにそろえて、漏れのないように注意しましょう。軒先販売分、家事消費分、国などからの各種補助金も収入に計上します。



## 令和6年分の確定申告で注意したいこと

要件により次表の3種類があります。

### 青色申告特別控除

	取得価額	償却方法
中小企業者 (青色申告者に限る)	30万円未満 (年合計300万円まで)	全額経費算入(即時償却)
全企業	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
	10万円未満	取得時に経費算入

家事上の費用は必要経費とすることはできませんが、家事と事業両方に関わりがある固定資産税・水道光熱費・通信費などは事業用部分のみが経費に計上できます。

令和6年分所得税に係る定期減税が以下のとおり実施されます。対象者は、令和6年分所得税の納税者で同年中の合計所得金額が1805万円以下の方です。

定額減税の額は、次の金額の合計額(その人の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度)です。

## トピック 農業経営収入保険

収入保険は農業保険法に基づく農業者のセーフティーネットです。公的な保険制度のため、保険料などの50%、積立金の75%を国庫が負担しています。自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、災害で作付不能、病気やけがで農作業ができないなど、農業者の経営努力では避けられないアシデントによる収入減少全般が補償の対象です。近年、頻発する異常気象や農産物価格の下落にも備えることができます。



3月17日までに「青色申告承認申請書」を提出し、令和7年から青色申告を始めれば、令和8年から収入保険に加入できます。

詳しくは最寄りの農業共済組合(NOSAI)へお問い合わせください。

事業所得者に対する定額減税は、原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得の額から定額減税の額を差し引くことにより行われますが、予定納税の対象となる方については、確定申告を待たずして、令和6年6月以後に通知される第1期分予定納税額から本人分に係る定額減税の額に相当する金額が控除されます。

確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うことになります。確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うことになります。

確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うことになります。

紙による保存を認める有効措置が令和5年末で廃止されたため、電子取引を行った場合は、その取引情報を係るデータを、一定の要件の下で保存することが必要です。なお、要件を満たせない相当の理由がある場合の猶予措置が設けられました。

### ③ 電子取引保存(義務)

区分	要件	控除額
(1)	正規の簿記の原則による記帳に基づく損益計算書・貸借対照表の作成	55万円
(2)	(1)に加え、「①e-Taxによる電子申告」または「②電子帳簿保存の要件を満たしている」のいずれかに該当	65万円
(3)	(1)(2)以外の場合(損益計算書の作成は必要)	10万円

飲食料品の委託販売を行っている場合、軽減税率制度の下では委託販売に係る手数料(10%)と飲食料品の譲渡(8%)は適用税率が異なりますので、委託手数料を相殺して処理する「純額処理」は認められず、「総額処理」により処理する必要があります。

ただし、令和5年10月から小規模事業者等の負担軽減を目的として、①インボイス発行事業者登録を受けて免税事業者から課税事業者になった場合に、納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の措置が講じられました。②また基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者に対しても、1万円未満の課税仕入についてインボイスの保存なしで仕入税額控除を認める6年間の措置が講じられました。なお、①は事業負担の軽減にはなっても、納税額について本則課税や簡易課税制度を適用するほうが有利な場合もありますので、注意が必要です。

課税事業者が売上に係る消費税額から仕入などに係る消費税額を控除した額を納税する「仕入税額控除」を行うためには、インボイスの保存が必要です。仕入先等が課税事業者かどうかを確認するようになります。

課税事業者登録を受けた場合は課税事業者になり、消費税の申告が必要です。

### インボイス制度への対応

電子帳簿保存の特例は以下の3つに分けて考えましょう。  
① 電子帳簿保存(任意)  
電子的に自己が作成した帳簿・書類は、一定の要件の下で紙での保存に代えてデータのままの保存が認められます。

② スキヤナ保存(任意)  
取引先との間で授受された書類は、紙での保存に代えて、一定の要件の下、スキヤナで読み取ったデータでの保存が認められます。読み取ったデータでの保存が認められますが、読み取った際の解像度等や入力者等情報の保存が不要となるなど、要件が緩和されました。

小規模事業者等の負担軽減を目的として、①インボイス発行事業者登録を受けて免税事業者から課税事業者になった場合に、納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の措置が講じられました。②また基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者に対しても、1万円未満の課税仕入についてインボイスの保存なしで仕入税額控除を認める6年間の措置が講じられました。なお、①は事業負担の軽減にはなっても、納税額について本則課税や簡易課税制度を適用するほうが有利な場合もありますので、注意が必要です。